

附録第十五号書式（第十二条関係）

（昭和二三法省令三二・昭和五一法省令三一・昭和五一）  
（法省令四八・平成二法省令五・令和元法省令四改正）

第一

この謄（抄）本は、戸籍（除籍、届書、申請書その他）の原本と相違ないことを認証する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

第二

この抄本は、戸籍（除籍）の原本と相違なく、かつ、戸籍（除籍）の全員を記載したものであることを認証する。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

附録第十六号書式 削除

附録第十七号書式（第十四条関係）

（昭和五一法省令三一・平成二法）  
（省令五・令和元法省令四改正）

戸籍（除籍、届書、申請書その他）記載事項証明  
（事件本人） 戸籍の表示 氏 名

証明を求める事項 何何

右の事項は、戸籍（除籍、届書、申請書その他）に記載があることを証明する（右相違ないことを証明する）。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

附録第十八号書式（第四十七条関係）

（昭和五一法省令三一・平成二法）  
（省令五・令和元法省令四改正）

通知書

令和何年何月何日何々の届出（申請）によりした戸籍の記載に次の錯誤（不法又は遺漏）がありますから、戸籍法第二十四条第一項により通知します。

何々は何々の誤り（何々の不法又は遺漏）。

令和何年何月何日

何市町村長氏名

印職

本籍（所在）  
氏 名 殿